平成２１年（フ）第１７０１５号
東京都品川区上大崎４丁目５―26―１―1409
債務者　瀬戸原　光
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１７号
東京都目黒区柿の木坂３丁目３―４
債務者　中川　清幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１８号
東京都江戸川区江戸川３丁目22　第２増田マンション325
債務者　藤本　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０１９号
東京都江戸川区江戸川３丁目22　第２増田マンション325
債務者　藤本満壽美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０２０号
東京都港区西新橋２－３―15―305、住民票上の住所東京都品川区西大井５丁目９－３第２浅日荘202
債務者　藤山　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０２９号
東京都武蔵村山市本町１丁目56―１―101
債務者　仲原　廣光
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０３３号
東京都北区赤羽１丁目42―５―203
債務者　鈴木　大介
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０３４号
東京都江東区亀戸７丁目22―４―101
債務者　石橋　　勲
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０４４号
東京都大田区大森本町２丁目２―１―1209
債務者　小坂　友子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０４５号
東京都稲城市長峰３丁目２―２―1308
債務者　瀬岡　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０４６号
東京都江東区北砂４丁目24―１　２Ｆ
債務者　石井　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０５０号
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川３丁目17―11―403
債務者　青谷　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０５１号
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川３丁目17―11―403
債務者　青谷　治枝（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０６１号
東京都足立区伊興１丁目８―４―204
債務者　川本　達哉
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０６３号
東京都板橋区板橋２丁目51―11―201
債務者　和田　　進
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１１４号
東京都品川区中延６丁目３―24―103
債務者　荷田　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部